

告示

埼玉県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーコットショッピングセンター飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 四三三平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四七四平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設① 午前一時から午後九時

荷さばき施設② 午前九時から午後五時

荷さばき施設③ 午前九時から午後三時

（変更後）荷さばき施設① 午前一時から午後十時

荷さばき施設② 午前九時から午後五時

荷さばき施設③ 午前九時から午後三時

荷さばき施設④ 午前六時から午前八時四十五分

ハ 変更年月日

令和三年十一月十九日

ニ 届出年月日

令和三年三月十八日

二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課